

【資料】松本広域連合火災予防条例の一部改正について

(1) 簡易サウナ設備の設置基準

【概要】

近年のサウナブームを背景に、これまでの浴場等に設置される固定式サウナとは異なり、サウナストーブに専用の外装（テント・バレル等）を組み合わせた簡易サウナの設置が増加しているため、所要の改正を行うものです。

ア 火を使用する設備の種類に「簡易サウナ設備」を追加します。

イ 簡易サウナ設備とは、屋外等のテント型及びバレル（木樽）型のサウナ室に設ける放熱設備（定格出力6kw以下の薪ストーブ・電気ストーブ）を規定します。



バレル型サウナ室



テント型サウナ室

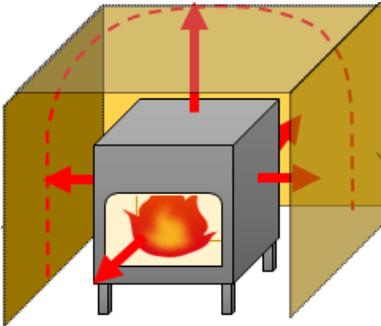


薪ストーブ設置例



電気ストーブ設置例

ウ 簡易サウナ設備と周囲の可燃物との火災予防上安全な距離の緩和



→ 放熱設備（サウナストーブ）と周囲の可燃物との離隔距離次のいずれか**短い距離**とすることができる。

- ①可燃物の表面温度が許容最高温度※1を超えない距離以上
- ②可燃物に引火しない距離以上※2

※1 通常100℃

※2 表面温度200～300℃を想定

エ 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合、直ちにその熱源を遮断できる手動及び自動の装置を設けることとします。ただし、薪を熱源とするものは、火災が発生した際に、速やかに使用できる位置に消火器を設置することにより、代えることができます。



(2) 一般サウナ設備

簡易サウナ設備以外のサウナ設備を「一般サウナ設備」とします。（従来の浴場等に設置）

(3) 届出に関する事項

簡易サウナ設備は、一般サウナ設備と同様に届出を要します。（個人が設けるものを除きます。）

(4) 住宅における火災の予防の推進に感震ブレーカーを追加

【概要】

近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震時の電気火災のリスクを低減するため、感震ブレーカーの普及促進を図ります。

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ